限定承認公告

本籍大阪府豊中市新千里西町三丁目一番地、最後の住所大阪府吹田市原町一丁目三八番二号

被相続人　亡　甲斐　重遠

右被相続人は平成二十七年四月六日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十六日

大阪府大阪市中央区谷町一丁目三番二三―一二〇一号　限定承認者　前田　美之

限定承認公告

本籍徳島県阿南市福井町湊一二七番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　島　和男

右被相続人は平成二十六年十一月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年六月五日徳島家庭裁判所阿南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十六日

徳島県阿南市福井町湊一二七番地三

相続財産管理人　島　ちどり

限定承認公告

本籍大分県中津市四七九番地、最後の住所福岡市中央区黒門二番五―一四〇一号

被相続人　亡　高橋　重廣

右被相続人は平成二十七年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十六日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十六日

福岡市中央区大濠公園三番三二―九〇二号

相続財産管理人　高橋　清泰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年四月七日付官報の号外第八十号六十頁に掲載されています。

平成二十七年六月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

ホエール目黒特定目的会社

取締役　宇野　重樹

訂正公告

平成二十七年六月十六日掲載の仙台法務局大河原支局に係る工場財団中「株式会社ユーラス天明太陽光の」を「株式会社ユーラス天明太陽光の工場財団に」に「についての工場財団目録記載変更」を「の機械、器具等を追加する変更」へ追加訂正します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
四六二	下	一五	額は、	額は、当該個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される加え、「から特定口座（」を「又は未成年者口座から特定口座（」に改め同じ。）又は継続管理勘定（同項第四号に規定する継続管理勘定をいう。次号において同じ。）
四六四	〃	一三―一六	、規定する非課税口座」の下に「又は同項に規定する未成年者口座から」を加え	非課税管理勘定又は継続管理勘定
四六七	〃	終りから一六	同じ。）	非課税管理勘定
四六九	〃	二六―終りから一八	非課税管理勘定	非課税管理勘定又は継続管理勘定

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十六日付第一四三号
政府調達第一一九号八八ページ

四〇ページ●同日付第一四四号一九二ページ●同日付

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月（六四一円（本体一五二〇円）　本号一部（配送料別）一四〇円（本体一三〇円）